

堺市告示第301号

屋外広告物の許可区域の指定について

堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号。以下「条例」という。）第6条第2項第3号及び第4号の市長が定める地域は次のとおりとし、平成28年1月1日から施行する。

平成27年8月5日

堺市長 竹山修身

- 1 条例第6条第2項第3号の市長が定める地域は、堺区及び西区の区域とする。
- 2 条例第6号第2項第4号の市長が定める地域は、都市計画道路上之美木多上線以南の区域とする。